

表 外商投資参入特別管理措置
(ネガティブリスト) (2024年版)

番号	特別管理措置
	一. 農業、林業、牧畜業および漁業
1	小麦粉の新品種の選抜育種および種子生産の中国側の持分は34%を下回ってはならない。トウモロコシの新品種の選抜育種および種子生産は、中国側の持分支配とする。
2	中国で希少なものと中国固有の貴重優良品種の研究開発、養殖、栽培および関連する繁殖材料（栽培業、牧畜業、水産業の優良遺伝子を含む）の生産への投資を禁止する。
3	農作物、種畜・禽、水産種苗の遺伝子組換え品種の選抜育種およびその遺伝子組換え種子（苗）の生産への投資を禁止する。
4	中国の管轄海域および内陸水域の水産物の漁獲への投資を禁止する。
	二. 採鉱業
5	レアアース、放射性鉱物、タングステンの探査、採掘、選鉱への投資を禁止する。
	三. 電力、熱エネルギー、ガスおよび水の生産・供給業
6	原子力発電所の建設および経営は、中国側の持分支配とする。
	四. 卸売および小売業
7	葉タバコ、巻きタバコ、再乾燥葉タバコおよびその他のタバコ製品の卸売、小売への投資を禁止する。
	五. 交通輸送、倉庫保管および郵政業
8	国内水上輸送業者は、中国側の持分支配とする。
9	公共航空輸送業者は、中国側の持分支配とし、かつ外国投資者およびその関連会社による投資割合は25%を超えず、法定代表者は中国国籍保有者でなければならない。民用航空業者の法定代表者は中国国籍保有者でなければならず、農業、林業、漁業の民用航空業者は合弁に限り、その他の民用航空業者は中国側の持分支配とする。
10	民間飛行場の建設および経営は、中国側の相対持分支配とする。国外企業は空港管制塔の建設および運営に関与してはならない。
11	郵政事業者、郵便物の国内配送業務への投資を禁止する。
	六. 情報伝達、ソフトウェアおよびITサービス業
12	電気通信業者：中国がWTO加盟時に開放を承諾した電気通信業務の範囲に限り、付加価値電気通信業務は外資の割合が50%を超えてはならない（電子商取引、国内マルチ通信、データ保存転送、コールセンターを除く）。基礎電気通信業務は、中国側の持分支配とする。
13	インターネットニュース情報サービス、オンライン出版業務、オンライン番組視聴サービス、インターネットカルチャーに関する商品の経営（音楽を除く）、インターネットによる大衆向け情報発信サービス（これらのサービスのうち、中国がWTO加盟時に開放を承諾したものを除く）への投資を禁止する。
	七. リースおよびビジネスサービス業
14	中国の法律にかかる事務（中国の法的環境の影響に関する情報の提供を除く）への投資を禁止し、国内の法律事務所のパートナーとなってはならない。
15	市場調査は合弁に限り、うちラジオ・テレビの視聴調査は中国側の持分支配とする。
16	社会調査への投資を禁止する。
	八. 科学研究および技術サービス業
17	人体の幹細胞、遺伝子診断、治療技術の開発および応用への投資を禁止する。
18	人文社会科学研究機関への投資を禁止する。
19	大地測量、海洋測量製図、測量製図・航空撮影、地上移動体を用いた測量、行政区画境界線の測量製図、地形図、世界行政区画地図、全国行政区画地図、省級以下の行政区画地図、教育用全国地図、教育用地方地図、立体地図およびナビゲーション電子地図の作成、地域別地質マッピング、鉱山地質、地球物理、地球化学、水文地質、環境地質、地質災害、地質リモートセンシング等の調査への投資を禁止する（鉱業所有権者が鉱業権限範囲内で行う作業はこの特別管理措置の制限を受けない）。
	九. 教育
20	就学前教育機関、普通後期中等教育機関および高等教育機関は、中国と外国の提携による運営に限り、中国側主導（校長または主な事務責任者が中国国籍保有者で、理事会、董事会または共同管理委員会の中国側構成員の割合が1/2を下回らない）とする。
21	義務教育機関、宗教教育機関への投資を禁止する。
	十. 衛生および社会サービス
22	医療機関は合弁に限る。
	十一. 文化、スポーツおよび娯楽産業
23	報道機関（通信社を含むがこれに限らない）への投資を禁止する。
24	書籍、新聞、定期刊行物、映像製品および電子出版物の編集、出版、制作業務への投資を禁止する。
25	各級ラジオ放送局（ステーション）、テレビ局（ステーション）、ラジオ・テレビのチャンネル（周波数）、ラジオ・テレビ放送ネットワーク（発信局、中継局、ラジオ・テレビ衛星、衛星の地上発信ステーション、衛星受信中継ステーション、マイクロ波ステーション、モニタリングステーション、ケーブルラジオ・テレビ放送ネットワーク等）への投資を禁止し、ラジオ・テレビのオンデマンド業務および衛星テレビ・ラジオの地上受信施設の設置業務の実施を禁じる。
26	ラジオ・テレビ番組制作の経営（輸入業務を含む）事業者への投資を禁止する。
27	映画制作事業者、発行事業者、配給上映事業者および映画の輸入業務への投資を禁止する。
28	文物の競売を行う競売業者、文物を扱う商店および国有の文物を扱う博物館への投資を禁止する。
29	文芸公演団体への投資を禁止する。

(出所) 国家発展改革委員会、商務部